綾瀬市放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、放課後児童健全育成事業実施要綱（平成２７年５月２１日付雇児発０５２１第８号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「実施要綱」という。）別添６、別添１２及び別添１３に基づき、放課後児童支援員等の処遇改善等の事業に必要な経費を補助することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和５１年綾瀬町規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の事業区分）

第２条　補助金の対象とする事業区分（以下「事業区分」という。）　は、次に掲げるとおりとする。

(1) 放課後児童支援員等処遇改善等事業

ア　家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置する場合（イに掲げる場合を除く。）

イ　家庭、学校等との連絡及び情報交換等に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置する場合

(2) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

(3) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額９，０００円相当賃金改善）

（補助対象）

第３条　補助金の交付対象となるものは、実施要綱別添１に基づく放課後児童健全育成事業を行う者であり、かつ、事業区分ごとに別表第１に定める補助要件を全て満たすものとする。

２　事業区分ごとの補助対象経費、補助額等は、別表第１に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

３　国及び他の地方公共団体から同様の趣旨による補助金その他の助成等を受けた経費は、別表第１に定める補助対象経費から除外するものとする。

４　補助額は、別表第１に基づき算出した額と、事業区分ごとにおける団体の当該年度予算の当該事業の所要額とを比較して、いずれか少ない額とする。

（賃金水準の低下の禁止）

第４条　補助金の交付決定を受けたものは、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において、賃金水準を低下させてはならない。ただし、業績等に応じて変動することとされる賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りでない。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとするものは、放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金交付申請書（第１号様式）に規則第４条第２項各号に掲げる書類のほか、別表第２に掲げる書類を添えて、４月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中に新設する団体があるときは、この限りでない。

（交付条件）

第６条　補助金の交付を決定する場合には、規則第６条各号に掲げる条件を付するものとする。

（決定通知）

第７条　規則第７条の規定による通知は、放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金（変更）交付決定通知書（第２号様式）によるものとする。

（申請の取下げ）

第８条　規則第８条第１項に規定する市長の定める期日は、交付の決定を受けた日の翌日から起算して１０日とする。

（変更等の承認）

第９条　規則第６条第１号及び第２号の規定による承認を受けようとする場合は、放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第３号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第１０条　補助金の交付は、年額を交付決定したのち概算払いとし、第１２条の規定により交付すべき補助金の額が確定したのち、その残額を交付し、又は余剰金を返還するものとする。

２　補助金の交付決定を受けたものは、規則第１１条第２項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１１条　規則第１２条に定める実績報告は、放課後児童支援員等処遇改善等事業補

助金実績報告書（第４号様式）に別表第２に掲げる書類を添えて、当該会計年度終了後の４月末日までに市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第１２条　市長は、前条の規定により補助事業の実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、これを放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金確定通知書（第５号様式）により補助金の交付決定を受けたものに通知するものとする。

２　第１０条第２項の規定は、前項の規定により確定した補助金の額について、同条第１項の規定に基づき残額を交付する場合において準用する。

（書類の整備等）

第１３条　補助金の交付を受けたものは、補助事業に係る収入及び支出の経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し、保存するものとする。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して５年間保存するものとする。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１４日から施行し、同月１日から適用する。

（旧要綱の廃止）

２　次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 綾瀬市放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金交付要綱（平成２８年１月１日施行）

(2) 綾瀬市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱（令和４年３月１７日施行）

（要綱の廃止に伴う経過措置）

３　前項の規定により廃止する綾瀬市放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金交付要綱及び綾瀬市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱（以下こ

れらを「旧要綱」という。）の規定により既に交付の決定を受けている補助金については、旧要綱の規定は、旧要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

経過措置

2　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

経過措置

2　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表第１（第３条関係）

(1) 放課後児童支援員等処遇改善等事業

補助対象経費	補助要件	補助額等
放課後児童支援員等の賃金改善に必要な給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金等 （経営に携わる法人の役員である職員は対象外）	(1) 開所する時間は、平日につき、１８時３０分を超えて開所する又は開所していること。また、長期休暇期間などについては、１日８時間以上開所する又は開所していること。 (2) 開所する日数は、年間２５０日以上開所すること。 (3) 平成２５年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員の賃金（退職手当を除く。）に対する改善を行っていること。 (4) 次のいずれかに該当すること。 ア　第２条第１号アの区分で補助金の交付を受けようとする場合は、実施要綱別添６の４(2)に該当すること。 イ　第２条第１号イの区分で補助金の交付を受けようとする場合は、実施要綱別添６の４(3)に該当すること。	補助要件(1)から(3)まで及び(4)アを満たす場合 １支援単位当たり 1,829,000円 補助要件(1)から(3)まで及び(4)イを満たす場合 １支援単位当たり 3,330,000円

(2) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

補助対象経費	補助要件	補助額等
放課後児童支援員等のキャリアアップに必要な給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金等 （経営に携わる法人の役員である職員は対象外）	(1) 平成２８年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する放課後児童支援員の賃金に対する改善が行われていること。 (2) 右欄の区分①から③までの要件に該当する放課後児童支援員の賃金改善の全部又は一部が、基本給（月給等や決まって毎月支払われる手当をいう。以下同じ。）により行われていること。 (3) 放課後児童健全育成事業を行う者は、経験年数等に応じた定期昇級等の仕組みの導入に努めること。	①放課後児童支援員 職員１人当たり 131,000円 ②経験年数が概ね５年以上の放課後児童支援員で、実施要綱別添１２の３②に定める研修を受講した者（③に該当する者を除く。） 職員１人当たり 263,000円 ③経験年数が概ね１０年以上の放課後児童支援員で、実施要綱別添１２の３②に定める研修を受講し、事業所長的立場にある者 職員１人当たり 394,000円 １支援単位当たりの上限額（①から③までの合計額）は、919,000円とする。

備考　１　右欄の「経験年数」には、現在勤務している放課後児童健全育成事業所の勤続年数に加え、実施要綱別添１２の４(5)①から⑦までの勤続年数を合算することができる。

２　経験年数の期間に係る要件は、各放課後児童健全育成事業所の職員構成・状況を踏

まえ、市長の認定によるものとする。

３　経験年数の期間は、当該年度の４月１日現在において算定することを基本とする。

４　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が１２月に満たない場合には、各基準ごとに算定された金額に「事業実施月数÷１２」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。

５　補助対象とする職員は、原則放課後児童支援員とするが、放課後児童支援員以外の職員についても、この表に基づく１人当たりの補助額に対象者人数を乗じて算出した合計額の範囲内で対象とすることができる。

(3) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額９，０００円相当賃金改善）

補助対象経費	補助要件	補助額等
放課後児童健全育成事業所に従事する職員に対して３％程度（月額９，０００円）の賃金改善を実施するために必要な経費及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分の経費	(1) この事業による賃金改善に係る計画書を作成し、計画の具体的な内容を職員に周知すること。 (2) この事業による補助金は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。 (3) この事業による賃金改善が、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の３分の２以上は、基本給の引上げにより改善を図ること。 (4) 「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」（令和３年１２月２３日付け子発１２２３第１号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づく賃金改善を実施している場合には、当該事業により改善を行った賃金水準から低下させてはならないこと。 (5) この事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。	１支援単位当たり１１，０００円×賃金改善対象者数×事業実施月数

備考　１　左欄の「賃金改善」とは、職員について雇用形態、職種、勤続年数、職責等が同等の条件の下で、令和４年１月の賃金水準を超えて賃金を引き上げることをいう。

２　右欄の「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、１か月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤職員の１か月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものとする。

３　備考２の「常勤職員」とは、当該施設で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者をいう。この場合において、１日６時間以上かつ月２０日以上勤務している者は、これを常勤職員とみなすものとする。

４　右欄の補助額には、賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。

別表第２（第４条関係）

(1) 申請時の添付書類

事業区分	必要書類
放課後児童支援員等処遇改善等事業	(1) 団体の規約等（就業規則等） (2) 指導員名簿（第６号様式） (3) 放課後児童支援員等処遇改善等事業実施計画書（第７号様式） (4) 収支予算書 (5) その他市長が必要と認める書類
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	(1) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善費補助対象者一覧表（職員別経費内訳）（第８号様式） (2) 要件確認表（第９号様式） (3) 放課後児童支援員であることを証する書類（研修受講終了証等） (4) 職歴を証する書類（勤務実績証明書等） (5) その他市長が必要と認める書類
放課後児童支援員等処遇改善事業（月額９，０００円相当賃金改善）	(1) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額９，０００円相当賃金改善）実施計画書（第１０号様式） (2) 賃金改善内訳（職員別内訳）（第１１号様式） (3) その他市長が必要と認める書類

(2) 実績報告時の添付書類

事業区分	必要書類
放課後児童支援員等処遇改善等事業	(1) 放課後児童支援員等処遇改善等事業実施報告書（第１２号様式） (2) 収支決算書 (3) 指導員勤務表及び賃金明細書の写し (4) その他市長が必要と認める書類
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	(1) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業対象者一覧表（実績報告用）（第１３号様式） (2) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善対象経費積算書 (3) その他市長が必要と認める書類
放課後児童支援員等処遇改善事業（月額９，０００円相当賃金改善）	(1) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額９，０００円相当賃金改善）実施報告書（第１４号様式） (2) 賃金改善内訳（職員別内訳）（第１５号様式） (3) 職員別の１月当たりの賃金改善額内訳（第１６号様式） (4) 賃金明細書の写し (5) その他市長が必要と認める書類

第１号様式（第５条関係）

放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　所　在　地

名　　称

代表者氏名

連　絡　先

年度放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金について交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　交付申請額　　円

２　申請額内訳

事　業　区　分	事　業　実　施　月	交付申請額
(1) 放課後児童支援員等処遇改善等事業	年　月から　年　月まで	円
(2) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	年　月から　年　月まで	円
(3) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額９，０００円相当賃金改善）	年　月から　年　月まで	円

３　添付書類

事業区分	添付書類
放課後児童支援員等処遇改善等事業	□ 団体の規約等（就業規則等（申請初年度のみで可であるが、変更があった場合も提出必要）） □ 指導員名簿（第６号様式）　□ 収支予算書 □ 放課後児童支援員等処遇改善等事業実施計画書（第７号様式） □ その他（　　）
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	□ 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善費補助対象者一覧表（職員別経費内訳）（第８号様式） □ 要件確認表（第９号様式） □ 放課後児童支援員であることを証する書類（研修受講終了証等）※申請初年度のみ □ 職歴を証する書類（勤務実績証明書等） □ その他（　　）
放課後児童支援員等処遇改善事業（月額９，０００円相当賃金改善）	□放課後児童支援員等処遇改善事業（月額９，０００円相当賃金改善）実施計画書（第１０号様式） □ 賃金改善内訳（職員別内訳）（第１１号様式） □ その他（　　）

第２号様式（第７条関係）

放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金（変更）交付決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　㊞

年　　月　　日付けで申請のありました　　年度放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第５条（第９条）の規定により、次のとおり決定したので通知します。

１　交付決定額

事　業　区　分	事　業　実　施　月	交付決定額
(1) 放課後児童支援員等処遇改善等事業	年　月から　年　月まで	円
(2) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	年　月から　年　月まで	円
(3) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額９，０００円相当賃金改善）	年　月から　年　月まで	円

２　補助条件

第３号様式（第９条関係）

放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　所　在　地
名　　称
代表者氏名
連　絡　先

年　　月　　日付けで交付決定を受けた　　年度放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金に係る補助事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

１　事業区分
□ 放課後児童支援員等処遇改善等事業
□ 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業
□ 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額９，０００円相当賃金改善）

２　変更の内容

３　変更（中止・廃止）の理由

４　添付書類

第４号様式（第１１条関係）

放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金実績報告書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

報告者　所　在　地
名　　称
代表者氏名
連　絡　先

年　　月　　日付けで交付決定を受けた　　年度放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金に係る実績を次のとおり報告します。

１　事業区分ごとの交付決定額、既交付額及び実績額

事　業　区　分	交付決定額	既交付額	実　績　額
(1) 放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円	円
(2) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	円	円	円
(3) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額９，０００円相当賃金改善）	円	円	円

２　添付書類

事業区分	必要書類
放課後児童支援員等処遇改善等事業	□ 放課後児童支援員等処遇改善等事業実施報告書（第１２号様式） □ 収支決算書 □ 指導員勤務表及び賃金明細書の写し □ その他（　　）
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	□放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業対象者一覧表（実績報告用）（第１３号様式） □ 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善対象経費積算書 □ その他（　　）
放課後児童支援員等処遇改善事業（月額９，０００円相当賃金改善）	□ 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額９，０００円相当賃金改善）実施報告書（第１４号様式） □ 賃金改善内訳（職員別内訳）（第１５号様式） □ 職員別の１月当たりの賃金改善額内訳（第１６号様式） □ 賃金明細書の写し □ その他（　　）

第５号様式（第１２条関係）

放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金確定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　㊞

年　　月　　日付けで提出のありました　　年度放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金実績報告書に基づき、本事業に係る補助金の額を次のとおり確定しましたので通知します。

１　事業区分ごとの交付決定額等

(1) 放課後児童支援員等処遇改善等事業

ア　交付決定額　　円
イ　既 交 付 額　　円
ウ　実績報告額　　円
エ　確　定　額　　円
オ　清　算　額　　円

(2) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

ア　交付決定額　　円
イ　既 交 付 額　　円
ウ　実績報告額　　円
エ　確　定　額　　円
オ　清　算　額　　円

(3) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額９，０００円相当賃金改善）

ア　交付決定額　　円
イ　既 交 付 額　　円
ウ　実績報告額　　円
エ　確　定　額　　円
オ　清　算　額　　円

２　追加交付又は余剰金の返還

□　追加交付すべき残額（　　円）がありますので、交付請求を行ってください。
□　既交付額に余剰金（　　円）が生じていますので、返還してください。

第６号様式（別表第２関係）

指　導　員　名　簿

放課後児童クラブ名（支援の単位名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　職員の欄には、支援員、補助員の別を記載してください。

氏名	職名	職務の内容	採用年月日	放課後児童支援員の資格要件		主な経歴
				資格の内容 （第 10 条第３項の各号）	認定研修の修了	

1　職員の欄には、支援員、補助員の別を記載してください。

2　資格の欄には、支援員の職員にあっては綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第１０条第３項で定める資格の号を記載してください。

3　資格の内容については、資格修了を証明するもの及び実務証明書を併せて添付してください。

第７号様式（別表第２関係）

放課後児童支援員等処遇改善等事業実施計画書

放課後児童クラブ名（支援の単位名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　年間開所日数　＿＿＿＿＿日

２　開設時間

平日	時　分～　時　分
長期休暇等	時　分～　時　分

３　従事者数

開所時間帯における従事者	人
内児童の遊びを指導する従事者	人
賃金改善する従事者	人

４　賃金改善

平成２５年度の賃金改善実施有無	□　有　□　無
給与項目	基本給　・　職員手当（　　）・　賞与 その他（　　）
賃金見込額	円

５　育成支援の実施予定・設置予定について

（１）学校との情報共有

主な取り組み内容	

（２）保護者への連絡・情報共有

主な取り組み内容	

（３）防災・防犯対策

計画・マニュアル策定予定時期	
訓練計画回数	

（４）要望苦情への対応

苦情相談窓口の設置予定時期	
利用者への周知	

（５）児童虐待早期発見への取組

主な取り組み内容	

（６）地域組織等との連携

情報共有の取組	
児童の安全確保の取組	
保険医療機関との連携	
あやせっ子ふれあいプラザとの連携	

（７）公共施設の利用

主な取り組み内容	

（８）不適切な養育の確認

主な取り組み内容	

（記載等における注意）

１　第２条（１）アの区分で申請する場合は、５（６）～（８）の記入は不要です。

２　防災・防犯対策に係る計画については策定後、市へ提出すること。

第８号様式（別表第２関係）

放課後児童クラブ名（支援の単位名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善費補助対象者一覧表（職員別経費内訳）

NO.	職員名	①職種	②補助区分		③賃金改善実施月数	④補助基準額	⑤平成28年度基本給	⑥　　年度基本給	⑦賃金改善見込額（　　年度の総額）			⑩対象経費	⑪備考
										⑧基本給又は決まって毎月支払う手当	⑨その他		
1				円		円	円	円	円	円	円	円	
2				円		円	円	円	円	円	円	円	
3				円		円	円	円	円	円	円	円	
4				円		円	円	円	円	円	円	円	
5				円		円	円	円	円	円	円	円	
6				円		円	円	円	円	円	円	円	
7				円		円	円	円	円	円	円	円	
8				円		円	円	円	円	円	円	円	
9				円		円	円	円	円	円	円	円	
10				円		円	円	円	円	円	円	円	
合計				円		円	円	円	円	円	円	円	

第９号様式（別表第２関係）

放課後児童クラブ名（支援の単位名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

要件確認表

１　氏名・役職（№　　）

ふりがな		生年月日	年齢	性別
氏　　名		年　　月　　日		男・女
要　　件	支援員			
経験年数	現在の事業所	その他事業所	合計	
	年　　か月	年　　か月	年　　か月	

２　研修受講状況

研修名	受講年月	修了証番号等
放課後児童支援員認定資格研修	年　　月	

３　過去の勤務実績（直近の事業所から遡って記入すること）

№	期間	勤務年数	事業所（クラブ名）	事業所種別 ※2
①	年　　月　　日～ 年　　月　　日	年　か月		
②	年　　月　　日～ 年　　月　　日	年　か月		
③	年　　月　　日～ 年　　月　　日	年　か月		
④	年　　月　　日～ 年　　月　　日	年　ヶ月		

第１０号様式（別表第２関係）

放課後児童支援員等処遇改善事業（月額９，０００円相当賃金改善）実施計画書

放課後児童クラブ名（支援の単位名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．補助額

① 事業実施期間	年　　月　～　　年　　月
② 補助基準額	円
③ 補助額合計	円

２．賃金改善額

年度	
④ 賃金改善見込額	円
⑤ うち、基本給又は決まって毎月支払う手当による賃金改善見込額	円
⑥ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	円
⑦ 賃金改善等見込額合計（④＋⑥）	円
⑧ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知していること	
⑨ 本事業による賃金改善の事業実施期間終了後の継続の有無	

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年　　月　　日

放課後児童クラブ名（支援の単位名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第１１号様式（別表第２関係）

賃金改善内訳（職員別内訳）

放課後児童クラブ名（支援の単位名）

NO.	職員名	①職種	②常勤・非常勤の別	③補助単価（月額）	④常勤職員数	非常勤職員数（常勤換算）			⑧賃金改善実施月数	⑨補助基準額（③×④or⑦×⑧）	⑩賃金改善見込額（　　年度の総額）			⑬賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増分	⑭１月当たりの平均賃金改善見込額	⑮備考
						⑤１ヶ月当たりの勤務時間数	⑥就業規則等で定めた常勤の１ヶ月当たりの勤務時間数	⑦常勤換算値				⑪基本給又は決まって毎月支払う手当	⑫その他			
1				11,000円									0円			
2				11,000円									0円			
3				11,000円									0円			
4				11,000円									0円			
5				11,000円									0円			
6				11,000円									0円			
7				11,000円									0円			
8				11,000円									0円			
9				11,000円									0円			
10				11,000円									0円			
11				11,000円									0円			
12				11,000円									0円			
13				11,000円									0円			
14				11,000円									0円			
15				11,000円									0円			
16				11,000円									0円			
17				11,000円									0円			
18				11,000円									0円			
19				11,000円									0円			
20				11,000円									0円			
21				11,000円									0円			
22				11,000円									0円			
23				11,000円									0円			
24				11,000円									0円			
25				11,000円									0円			
26				11,000円									0円			
27				11,000円									0円			
28				11,000円									0円			
29				11,000円									0円			
30				11,000円									0円			
合計													0円			

※放課後児童クラブで勤務する職員のうち、賃金改善を行う者（職種問わず、非常勤を含み、経営に携わる法人の役員を除く。）を記載すること。

第１２号様式（別表第２関係）

放課後児童支援員等処遇改善等事業実施報告書

放課後児童クラブ名（支援の単位名）：

１　年間開所日数　　日

２　開設時間

平日	時　分～　時　分
長期休暇等	時　分～　時　分

３　従事者数

開所時間帯における従事者	人
内児童の遊びを指導する従事者	人
賃金改善する従事者	人

４　賃金改善

平成２５年度の賃金改善実施有無	□　有　□　無
給与項目	基本給　・　職員手当（　　）・　賞与 その他（　　）
賃金改善額	円

５　育成支援の実施予定・設置予定について

（１）学校との情報共有

主な取り組み内容	

（２）保護者への連絡・情報共有

主な取り組み内容	

（３）防災・防犯対策

計画・マニュアル策定予定時期	
訓練計画回数	

（４）要望苦情への対応

苦情相談窓口の設置予定時期	
利用者への周知	

（５）児童虐待早期発見への取組

主な取り組み内容	

（６）地域組織等との連携

情報共有の取組	
児童の安全確保の取組	
保険医療機関との連携	
あやせっ子ふれあいプラザとの連携	

（７）公共施設の利用

主な取り組み内容	

（８）不適切な養育の確認

主な取り組み内容	

（記載等における注意）

１　第２条（１）アの区分で申請する場合は、５（６）～（８）の記入は不要です。

第１３号様式（別表第２関係）

放課後児童クラブ名（支援の単位名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業　対象者一覧表（実績報告用）

NO.	職員名	①職種	②補助区分		③賃金改善実施月数	④補助基準額	⑤平成28年度基本給	⑥　　年度基本給	⑦賃金改善見込額（　　年度の総額）			⑩対象経費	⑪備考
							月給	月給		⑧基本給又は決まって毎月支払う手当	⑨その他	⑥－⑤＋⑦	
1				円		円	円	円	円	円	円	円	
2				円		円	円	円	円	円	円	円	
3				円		円	円	円	円	円	円	円	
4				円		円	円	円	円	円	円	円	
5				円		円	円	円	円	円	円	円	
6				円		円	円	円	円	円	円	円	
7				円		円	円	円	円	円	円	円	
8				円		円	円	円	円	円	円	円	
9				円		円	円	円	円	円	円	円	
10				円		円	円	円	円	円	円	円	
合計				円		円	円	円	円	円	円	円	

第１４号様式（別表第２関係）

放課後児童支援員等処遇改善事業（月額９，０００円相当賃金改善）実施報告書

放課後児童クラブ名（支援の単位名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．補助額

① 事業実施期間	年　　月　～　　年　　月
② 補助基準額	円
③ 補助額合計	円

２．賃金改善額

年度	
④ 賃金改善額	円
⑤ うち、基本給又は決まって毎月支払う手当による賃金改善額	円
⑥ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	円
⑦ 賃金改善等額合計（④＋⑥）	円
⑧ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知していること	
⑨ 本事業による賃金改善の事業実施期間終了後の継続の有無	

※賃金改善前後の賃金を定める規程等、必要な書類を添付すること。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年　　月　　日

放課後児童クラブ名（支援の単位名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第１５号様式（別表第２関係）

賃金改善内訳（職員別内訳）

放課後児童クラブ名（支援の単位名）

NO.	職員名	①職種	②常勤・非常勤の別	③補助単価（月額）	④常勤職員数	非常勤職員数（常勤換算）			⑧賃金改善実施月数	⑨補助基準額（③×④or⑦×⑧）	⑩賃金改善額（　　年度の総額）			⑬賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増分	⑭１月当たりの平均賃金改善額	⑮備考
						⑤１ヶ月当たりの勤務時間数	⑥就業規則等で定めた常勤の１ヶ月当たりの勤務時間数	⑦常勤換算値				⑪基本給又は決まって毎月支払う手当	⑫その他			
1				11,000円							0円	0円	0円			
2				11,000円							0円	0円	0円			
3				11,000円							0円	0円	0円			
4				11,000円							0円	0円	0円			
5				11,000円							0円	0円	0円			
6				11,000円							0円	0円	0円			
7				11,000円							0円	0円	0円			
8				11,000円							0円	0円	0円			
9				11,000円							0円	0円	0円			
10				11,000円							0円	0円	0円			
11				11,000円							0円	0円	0円			
12				11,000円							0円	0円	0円			
13				11,000円							0円	0円	0円			
14				11,000円							0円	0円	0円			
15				11,000円							0円	0円	0円			
16				11,000円							0円	0円	0円			
17				11,000円							0円	0円	0円			
18				11,000円							0円	0円	0円			
19				11,000円							0円	0円	0円			
20				11,000円							0円	0円	0円			
21				11,000円							0円	0円	0円			
22				11,000円							0円	0円	0円			
23				11,000円							0円	0円	0円			
24				11,000円							0円	0円	0円			
25				11,000円							0円	0円	0円			
26				11,000円							0円	0円	0円			
27				11,000円							0円	0円	0円			
28				11,000円							0円	0円	0円			
29				11,000円							0円	0円	0円			
30				11,000円							0円	0円	0円			
合計					0.0人			0.0人	0月	0円	0円	0円	0円			

※放課後児童クラブで勤務する職員のうち、賃金改善を行う者（職種問わず、非常勤を含み、経営に携わる法人の役員を除く。）を記載すること。

第１６号様式（別表第２関係）

職員別の１月当たりの賃金改善額内訳

（　　年度）上半期

NO.	職員名	賃金改善額（　　年度）																		
		賃金改善額（　月）			賃金改善額（　月）			賃金改善額（　月）			賃金改善額（　月）			賃金改善額（　月）			賃金改善額（　月）			賃金改善額（上半期合計）		
			基本給又は決まって毎月支払う手当	その他		基本給又は決まって毎月支払う手当	その他		基本給又は決まって毎月支払う手当	その他		基本給又は決まって毎月支払う手当	その他		基本給又は決まって毎月支払う手当	その他		基本給又は決まって毎月支払う手当	その他		基本給又は決まって毎月支払う手当	その他
1				0円			0円			0円			0円			0円			0円	0円	0円	0円
2				0円			0円			0円			0円			0円			0円	0円	0円	0円
3				0円			0円			0円			0円			0円			0円	0円	0円	0円
4				0円			0円			0円			0円			0円			0円	0円	0円	0円
5				0円			0円			0円			0円			0円			0円	0円	0円	0円
6				0円			0円			0円			0円			0円			0円	0円	0円	0円
7				0円			0円			0円			0円			0円			0円	0円	0円	0円
8				0円			0円			0円			0円			0円			0円	0円	0円	0円
9				0円			0円			0円			0円			0円			0円	0円	0円	0円
10				0円			0円			0円			0円			0円			0円	0円	0円	0円
合計		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

（　　年度）下半期

NO.	職員名	賃金改善額（　　年度）																		
		賃金改善額（　月）			賃金改善額（　月）			賃金改善額（　月）			賃金改善額（　月）			賃金改善額（　月）			賃金改善額（　月）			賃金改善額（下半期合計）		
			基本給又は決まって毎月支払う手当	その他		基本給又は決まって毎月支払う手当	その他		基本給又は決まって毎月支払う手当	その他		基本給又は決まって毎月支払う手当	その他		基本給又は決まって毎月支払う手当	その他		基本給又は決まって毎月支払う手当	その他		基本給又は決まって毎月支払う手当	その他
1				0円			0円			0円			0円			0円			0円	0円	0円	0円
2				0円			0円			0円			0円			0円			0円	0円	0円	0円
3				0円			0円			0円			0円			0円			0円	0円	0円	0円
4				0円			0円			0円			0円			0円			0円	0円	0円	0円
5				0円			0円			0円			0円			0円			0円	0円	0円	0円
6				0円			0円			0円			0円			0円			0円	0円	0円	0円
7				0円			0円			0円			0円			0円			0円	0円	0円	0円
8				0円			0円			0円			0円			0円			0円	0円	0円	0円
9				0円			0円			0円			0円			0円			0円	0円	0円	0円
10				0円			0円			0円			0円			0円			0円	0円	0円	0円
合計		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※黄色のセルについて記入をお願いします。

※放課後児童クラブで勤務する職員のうち、賃金改善を行う者（職種問わず、非常勤を含み、経営に携わる法人の役員を除く。）を記載すること。

※行が足りない場合は適宜追加すること。